

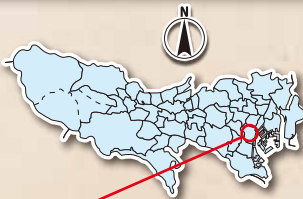
法史の玉手箱

法務史料展示室だより

第48号 (平成30年11月)

法務史料展示室は、現在法務省が所蔵する史料を閲覧に供し、わが国の法や司法制度への理解を広めていただく場です。展示室への興味をより強くもっていただけたらという気持ちをこめて、展示室だよりを発信しています。

猫と博士の史跡散歩



東京の街と歴史に詳しい玉手ねこが、法史学者のハカセと一緒に、東京の史跡を案内します。第17回目は、高輪を歩きます。



③ 高輪消防署二本榎出張所



趣のある建築がみえてきたよ。



東京都により保存されている消防署じゃな。昭和8年(1933)竣工、第一次大戦後の近代的なドイツ表現主義の様式によるぞ。



上にあるのは火の見櫓かな。



昭和46年まで火災の見張りに使用されていたようじゃ。高い建物が少なかった当時は偲ばれるのう。



① 増田甲齋の墓



ここのお寺には、幕末にロシアに密航した増田甲齋のお墓があるよ。



掛川藩を脱藩した甲齋は少し変わった人生を歩んでのう、ロシアでは通訳官となり、『和魯通言比考』という日露辞書の編纂もおこなっておるぞ。



そういえば前に散歩した東禅寺とか、高輪には幕末に外国公館がたくさんあったね。ロシアもこの辺りにあったの？



いや、ロシアは江戸には使節を常駐させてはなかったのじゃ。海に近く規模の大きな寺院があった高輪は、外国要人を多数滞在させることに適していたのだが、ロシアは自国の利害に関わる北海道の箱館に本拠を置いたのじゃ。

② 円真寺



南無妙法蓮華経のお題目がみえるよ。



明治3年(1870)、このお寺と隣にあった上行寺に「帰順部曲点検所」という看板が掲げられた。そこでは米沢藩士の雲井龍雄が、戊辰戦争で官軍に抵抗した者を帰順させるという名目で浪人たちを集めておった。



雲井龍雄って、法務史料展示室に事件記録が展示されている人だね。



よく覚えているのう。雲井は表向き新政府の名を借りて人員を集めていたが、挙兵の機会をうかがっておった。政府転覆の計画が明らかとなると、裁判にかけられ、「梟示」というさらし首の刑が言渡されたのじゃ。

④ 高輪原古戦場



ここは古戦場だったと地図にあるよ。



高縄原の合戦じゃな。戦国時代、武蔵へと勢力拡大を狙っていた相模の後北条氏は、大永4年(1524)、江戸城を支配していた上杉軍とこの場所で衝突したと考えられておる。江戸城はその後、天正18年(1590)に徳川家康が入城するまで、後北条氏の支配下にあったのじゃ。



今は大きなホテルになっているね。あれは近代建築かな。



片山東熊の設計による旧竹田宮邸じゃな。このあたりは乾燥した台地でのう、江戸時代には薩摩藩の下屋敷、明治時代には後藤象二郎の屋敷や旧皇族の邸宅に使用されていたのじゃ。



「米人ヒール建白并質問」からひもとく明治初年期の外国法継受

今回は、法務図書館が所蔵する「米人ヒール建白并質問」という題名で綴られた史料を繙きながら、司法省のお雇い法律顧問として活動したアメリカ人のヒールを通し、明治初年期のわが国における外国法継受の可能性をお話します。

Q ヒルって誰？

A ヒルとは、神奈川県御雇として活動したのち、司法省のお雇い法律顧問を務めたアメリカ人です。明治4年(1871)にはアメリカ人が企てた贖札事件に対して行われた領事裁判で日本側の代理人を務め、同5年に起こったマリア・ルース事件では神奈川県権令大江卓の補佐をしました。その頃の神奈川では、いわゆる不平等条約に基づいて横浜が居留地とされていたこともあり、このような外国に関する裁判が行われました。その際に外国との折衝を担うとともに、外国法の知識を教えてくれる法律家として、神奈川県がヒールを雇ったといわれています。

Q なぜ司法省に雇われるようになったの？

A 上述した不平等条約の改正を目的とし、明治政府は西洋を参考としながら法制度の整備を進めていきました。そのようななか、外国法の知識をわが国にもたらしてくれることを期し、司法省がお雇い法律顧問を雇いました。ヒルにも同様の期待がかけられ、司法省が契約を結んだと考えられています。明治6年1月に当時の司法卿であった江藤新平の文書に「訴訟法略則は、玉乃権大判事、西権中判事、亜人ヒールにて草案相立成稿相成候」とあり、法案の起草などをヒルが行っていたことが窺えます。

Q 司法省ではどのような活動をしたの？

A 法務省所蔵の「米人ヒール建白并質問」という題名が付された史料には、明治7年から同9年にかけてヒルが提出した意

見書や、寄せられた質問に対するヒルの答議がおさめられています。たとえば、大審院の創設に伴って判決録の編纂が必要となることを述べた意見書や、「日本ノ民法及ヒ習慣法ヲ編纂スルノ事業」に関する意見書、エジプトの領事裁判制度についての報告がまとめられており、法制度の設計に際してヒルの意見が参考とされていたことがわかります。

Q でも、司法省ではフランス法を参照した法整備が進められていたのでは？

A その通りです。司法省が最初に契約を結んだお雇い法律顧問のブスケや、法典編纂事業に大きな貢献を果たしたボアソナードはフランス人であり、彼らはその母国の法を活かしながら、わが国における法制度の形成に尽力したことは広く知られるところだと思います。そのようななか、アメリカ人のヒルが司法省に雇われていたことは、わが国における外国法の継受を考える際に、重要な事実であるといえるでしょう。なぜなら、特定の国における法制度を盲目的に模倣するのではなく、取捨選択を行いながら、外国法を継受してわが国の法制度を形作る自主的な姿勢を見出すことができるからです。

加えて、ヒルが行ったことは、わが国における法の歴史を考えるうえでも重要です。前述した「米人ヒール建白并質問」におさめられる「日本ノ民法及ヒ習慣法ヲ編纂スルノ事業」に関する意見書は、西洋法が入ってくる以前のわが国における法を記録することが提案されていますが、明治10年の『民事慣例類集』および同13年の『全国民事慣例類集』は、まさにこのヒルの建言を受けて作られた成果であり、在来の法を改めて認識する契機になったといえるでしょう。

法諺あれこれ

刑不上大夫 (刑は大夫に上らず)

『礼記』曲礼にみえる言葉で、「礼は庶人に下らず」と対になっています。厳格な身分社会だった古代の中国においては、上位の大夫と下位の庶人を律する規範は異なっていました。庶人が違法をなせば刑をもって罰せられましたが、上位の大夫は、法律より高次の規範、礼に従うべきものとされました。礼には刑罰のような物理的強制はなく、専ら当人の徳性によって身を処さねばなりません。この思想は日本にも定着し、古代の律令社会でも、近世の武家社会でも、身分あるものが罪を犯せば、自ら首服して罪を待つが、自尽するのが当然とされました。

では礼と法の関係は、というと、「礼は未然の前に禁じ、法は已然の後に禁ず」(史記)となります。大夫たるもの、そもそも罪を犯す前に「なすべからず」と自らを律することが当然であって、法に触れるなど、大夫たるの資質を欠く甚だしいと言えましょう。大夫は、明治の世で官員、平等社会の当世でも公務員と読み替えることが出来ます。

暦のなかの法

昭和23年(1948)12月10日
世界人権宣言の採択

今から70年前の昭和23年(1948)には、前回の本欄で紹介した人権擁護委員制度の誕生に加えてもう一つ、人権をめぐる大きな出来事がありました。それは、世界人権宣言の採択です。

同宣言は昭和23年12月10日、パリで開催されていた国際連合第3回総会において、賛成48か国、棄権8か国、反対0か国という表決のもと採択されました。従来の人権が国家単位で保障されるものであったのに対し、同宣言は「第18世紀以来の基本的人権の保障を、国境を越え、人種の差別を超越して、人類全体におしおよぼす」(文部省大臣官房渉外ユネスコ課『世界人権宣言』(1950年)所収・尾高朝雄「はしがき」)ことを目指した点で、人権のあゆみに一線を画したといえます。

その後わが国では、昭和25年12月4日の「読売新聞」が「きょう四日から十日までの一週間わが国では初めての“人権強調週間”が実施され、法務府を主体に関係各省、団体が人権擁護の盛り沢山の行事が全国的にくり展げられる」と伝えるように、毎年12月10日までの1週間を「人権週間」と定め、期間中、人権尊重思想の普及に向けたさまざまな取り組みを行っています。